

厚生労働省 佐賀労働局発表
令和3年5月28日(金)

担	佐賀労働局総務部 労働保険徴収室 室長 新宮 卓俊
当	室長補佐 山下 晶澄 TEL 32 - 7168 FAX 32 - 7151 https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/

今年度も、6月1日(火)から 「労働保険の年度更新」が始まります。

～ 事業主の皆様、労働保険の更新をお忘れなく～

令和2年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と令和3年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きを行います。

申告・納付期限は、7月12日(月)です。

<申告・納付手続きの方法>

次の3つの方法がありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「**郵送**」又はオンライン申請の「**電子申請**」をお願いします。特に、窓口に出向く必要のない電子申請をお勧めします。

佐賀労働局や最寄りの労働基準監督署に、申告書を「**郵送**」する。
電子申請 (e-GOV アカウント又はGビズIDのプライムアカウントで) を行う。
(24時間いつでも利用できます。)
金融機関・郵便局に申告書とともに保険料を納付する。

<参考>

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の2つの制度を総称したものです。

- ・「労災保険」は、労働者が仕事上の事由や通勤によって負傷したり、不幸にも死亡された場合等に必要な保険給付を行う制度です。
- ・「雇用保険」は、労働者が失業した場合等に、労働者の生活や雇用の安定を図るための制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、業種や規模にかかわらず、労災保険への加入が必要です。また、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用の見込がある方は、雇用保険に加入しなければなりません。

* 労働保険の加入手続き等については、お近くの労働基準監督署又は労働保険徴収室にご相談ください。